( 市報

No.1208 15

平成28年(2016年) 毎月1日・15日発行 手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬



# 今号の主な内容

#### 特集

個人番号カードの申請と交付について …4・5 面

クローズアップ「新庁舎建設基本計画について」… 3 面

…6~8面 お知らせ~ information スマートフォンなどで市報が読める「i 広報紙」ダウンロードはこちら⇒ 回送を発送しま

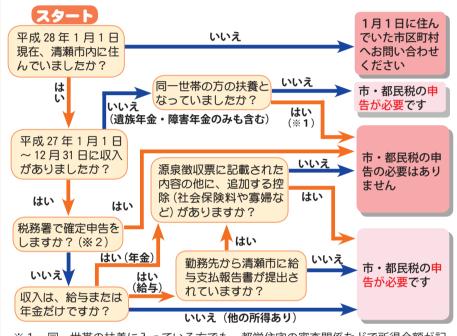


発行/清瀬市/編集/企画部秘書広報課/所在地/〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842/電話/042-492-5111(代表)/ファクス/042-492-2415/メール/kouhou@city.kiyose.lg.jp/URL//http://www.city.kiyose.lg.jp/

告期間は2月16日(火)~3月15日(火)

## まずは、申告が必要か **POINT** 認してみましょう

フローチャート(下図)で確認しましょう。 所得がなくても、 申告が必要 な場合があります。年金収入が 400 万円以下で「確定申告不要制度」に該 当する方も、フローチャートで「市・都民税の申告が必要か」を確認してく ださい。



- 同一世帯の扶養に入っている方でも、都営住宅の審査関係などで所得金額が記
- 載された非課税証明書を請求する場合は申告が必要です。 ※2 確定申告が必要かどうかは、東村山税務署へお問い合わせください。

# ■所得がない方でも申告が必要な理由は?

扶養に入っていない方の場合、申告は介護保険料や国民 健康保険税の軽減などに必要な、算定の基礎資料となるた めです。

## ■市・都民税が非課税になることも

寡婦(夫)の方や障害者手帳をお持ちの方で所得が 125万 円以下の方は、申告すると市・都民税が非課税となります。

# 成 28 年

- ①住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用期間の延長 居住年平成29年末まで⇒平成31年6月末まで延長。
- ②ふるさと納税による特例控除額の上限引き上げ

住民税所得割の1割⇒2割。

③ふるさと納税のワンストップ特例の開始

事前申請をすれば確定申告が不要になる制度。詳細は課税課へ。

# 市・都民税の申告は市役所で受け付けますので、以下の①~④をご 覧の上、申告の準備をお進めください。所得税の確定申告などは、東 村山税務署で受け付けます。

なお、申告期間中に限り、簡易な確定申告を市役所で受け付けます が、窓口に限りがあるため、お待ちいただくことがあります。

問合せ 課税課市民税係☎ 497·2040

### 申告はいつから・どこで **POINT** 受 け 付 け て い る の?

申告期間は2月16日(火)~3月15日(火)です(土・日曜日を除く)。なお、 下表の「★」の場所では、申告開始日より前に受け付けを行います。中里 地域市民センターは、今回からの新規開設です。ぜひご利用ください。

#### 市・都民税申告の受付場所と日程

場所(☆は早期受付)	期間	受付時間
★野塩地域市民センター (3日間) ★松山地域市民センター (2日間) ★中里地域市民センター (1日のみ)	2月1日(月)・8日(月)・15日(月) 2月2日(火)・3日(水) 2月4日(木)	午前9時~11時 ・午後1時~4時30分
★竹丘地域市民センター(2日間)	2月5日金・12日金	
★生涯学習センター(2日間)	2月9日(火)・10日(水)	午前9時30分~ 午後3時30分
市役所	2月16日(火)~3月15日(火)	午前9時~11時 ・午後1時~4時30分

## 申告時には、何を 持っていけばいいの? POINT (

以下のA~Dをご持参ください。収入がなかった方は、ABのみで結 構です。なお、申告書は郵送でも提出できます。

## A市・都民税申告書



**B印鑑・筆記用具** 

申告書は、昨年市・ 都民税の申告をした方 などに1月下旬に郵送 します。必要事項を記 入し、持参(または郵 送)してください。申告 書が送付されない方に は、市役所で配布しま す。(市ホームページか らもダウンロード可)

ださい。なお、印鑑

は認め印でも可能で

②給与・年金の平成 27 年分源泉徴収票

でに渡されます(年金 の場合は郵送されま す。年金振込通知書と は異なりますので、ご 注意ください)。なお、 証明書は一度お預かり ※イラストは日 本年金機構発行したら、原則返却できの見本。色は変 更することがあません。

支払者から1月末ま

#### ボールペンなどの ②控除額証明書 筆記用具をご用意く

平成 27 年中に支払った社会保険料 ・生命保険料の証明書や領収書 (源泉 徴収票に記載があれば不要)、医療費 の領収書(合計を計算し、封筒に封入)、 障害者手帳などをご用意ください。



# 金課、③は高齢支援課で支払額の 確認書を発行しています。

■申告書郵送方法は?

①国民健康保険税②後期高齢者医 療保険料③介護保険料の支払金額

が分からない場合、①②は保険年

必要書類を同封し、清瀬市課税課宛てに郵送してください。控えの返送 をご希望の場合は、82円切手を貼った返信用封筒も同封してください。

# 申告についてのよくある質問

# 年金受給者の確定申告不要制度とは何で すか?

公的年金収入が 400 万円以下で、他の所得 が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不 要という制度です。ただし、所得税の還付が 発生する場合は、申告手続きが必要になりま すのでご注意ください。

また、市・都民税については、年金支払者

から受給者への年金支払情報(源泉徴収票の 記載内容)が送付されるので、申告がなけれ ばそれに基づいて計算を行います。このため、 所得税の還付がない方でも、源泉徴収票に記 載されている事項の他に適用したい控除(生 命保険料控除、医療費控除など)がある場合は、 市・都民税の申告をしてください。

昨年、多額の医療費がかかりました。申 **、告で医療費控除の適用はできますか?** 

医療費控除は、その年中に自身および生計

を一にする家族のために支払った医療費が対 象になります。支払った医療費から、生命保 険や社会保険などで補てんされた金額を差し 引き、さらに10万円または総所得金額の5% (いずれか少ない方)を差し引いた残りの金額 を控除額として適用できます。

所得税が課税される方は確定申告書を、市・ 都民税のみかかる方は市・都民税申告書を提 出することで、医療費控除の適用を受けるこ とができます。